

**「美ら島おきなわ文化祭 2022」
トラベルセンター業務委託企画提案公募要領**

「美ら島おきなわ文化祭 2022」沖縄県実行委員会事務局では、「美ら島おきなわ文化祭 2022」トラベルセンター業務を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書を提出してください。

1 業務の目的

「第 37 回国民文化祭、第 22 回全国障害者芸術・文化祭」（以下、統一名称の「美ら島おきなわ文化祭 2022」または「文化祭」という。）において、全国からの参加者等が万全の体制で気持ちよく文化祭に参加できること、また、県や市町村、OCVB や市町村観光協会等の関連団体等と連携しながら、沖縄県民及び文化祭参加者等観光客に対して、本県の歴史・文化・食・自然などに触れる機会を提供することで、文化祭を契機とした地域活性化を図ることを目的とする。そのため、同種または類似の業務を実施した実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者に委託できるよう、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

「美ら島おきなわ文化祭 2022」トラベルセンター業務

(2) 業務内容

詳細は「美ら島おきなわ文化祭 2022」トラベルセンター業務委託企画提案仕様書に記載
ア 令和 3 年度・令和 4 年度

- (ア) トラベルセンターの総括・企画業務
- (イ) 宿泊対応業務
- (ウ) 旅客輸送対応業務
- (エ) 観光業務
- (オ) おもてなし業務
- (カ) その他上記の実施に伴う一切の業務

(3) 契約方法 企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 事業予算額

令和 3 年度分	2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 4 年度分	6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記額を上限として見積もること。

※ただし、上記金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

※令和 4 年度分については、実行委員会の令和 4 年度予算が措置されることを前提としているため、同予算が成立しなかった場合には、令和 4 年度に係る本業務の委託手続きを停止、変更または中止することがある。

※事業者の選定にあたっては、令和 3 年度から令和 4 年度にかけての企画提案を受け、審査

を行った上で、令和3年度業務の委託業者を決定し、令和4年度業務については、当該事業者に委託することを前提とする。ただし、令和3年度業務における実績等を考慮し、新たに公募することもありうる。

4 委託期間

令和3年度 契約日 ～ 令和4年3月31日

令和4年度 契約日 ～ 令和5年1月31日（予定）

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（地方自治法施行令第百六十七条の四）普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
 - 四 第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と関係を有する者でないこと。
- (3) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせ等に円滑に対応できる運営体制を有すること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、労働関係法令を遵守している者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (8) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、沖縄県から指名停止措置を受けていない者。

- (9) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条または第6条の3第1項の規定による登録を受けた者であること。
- (10) 本件業務と同種または類似の業務を過去5年間に実施した実績を有する者であること。同種または類似の業務とは全国規模のイベント（国体、総文祭など）における宿泊・輸送業務とする。
- (11) 応募はコンソーシアムでも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ コンソーシアムを構成する全ての事業者は、応募資格（1）、（2）、（5）から（8）の要件を満たす者であること。
 - ウ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが応募資格（3）、（4）、（9）及び（10）の要件を満たす者であること。
 - エ コンソーシアムを構成する全ての者が、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

6 提出書類

- (1) 提出書類
- ア 参加申込書……………【様式1】
 - イ 実施体制……………【様式2】
 - ウ 会社概要……………【様式3】
 - エ 事業実績……………【様式4】
 - オ コンソーシアム協定書……………【様式5】
 - (必要があれば)
 - カ 誓約書……………【様式6】
 - キ 質問票……………【様式7】
 - ク 企画提案書……………【A4版任意様式】
 - (原則としてA4縦、左上1カ所留めとする)
 - ケ 作業スケジュール表……………【様式任意】
 - コ 事業経費見積書……………【A4版任意様式】
 - (令和3年度、令和4年度にわけて作成すること)
- (2) 積算書の費目については、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の積算根拠、内訳をできるだけ明確にすること。
- ア 直接人件費
 - イ 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
 - ウ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること。）
 - エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内
 - ※再委託費は除く
 - オ 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
 - ※ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
 - ※事業経費見積書には代表者印を押印すること。

7 提出方法

(1) 提出書類は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限：令和4年1月26日（水）17時（期限厳守）

イ 提出場所：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 9階

美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局

（沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室）

担当：安谷屋

ウ 連絡先：098-917-1108

エ 提出部数：正本1部、副本8部（A4、片面カラー印刷）

(2) 留意事項

ア ステープルは使用せず、左上1カ所をクリップで留めた上で、左側（長辺）にファイル綴り用のパンチ穴を開けた状態で提出すること。

イ 押印が必要な様式は、原本を1部、残りは複製でも構わない。

8 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、その内容についてプレゼンテーションを実施し、「美ら島おきなわ文化祭2022 トラベルセンター業務委託企画提案選定委員会」にて審査した上で、受託者を選定する。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行い、プレゼンテーション対象者を選定する場合がある。

(1) プレゼンテーションの開催

ア 実施日及び場所

参加申込書【様式1】に記載された担当者宛に、別途通知する。

イ 説明時間

30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内。）

ウ 説明方法

審査会場への入場者は、2名以内とする。プレゼンテーションは、提出書類（企画提案書等）に基づき説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

※プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

(2) 選定方法

別に定める「美ら島おきなわ文化祭2022 トラベルセンター業務委託評価基準」に基づき選定委員会で提案内容を審査する。

(3) 審査結果

参加申込書を提出した者に対して文書で通知する。

9 応募に係る質問

委託業務等に関して疑義がある場合には、質問票【様式7】を記入し、電子メールにより提出すること。なお、メール送信後は必ず担当に直接、電話にて連絡すること。

- (1) 提出期限：令和4年1月19日（水）17時（期限厳守）
質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（様式7による）のみ受け付ける。なお、質疑内容を公表するにあたり、質問者の会社名・氏名等は公表しない。事務局宛の様式には記入すること。回答については、期限までに随時、ホームページに掲載する。
- (2) 提出先：美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局
（沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室）
担当：安谷屋
連絡先：098-917-1108（E-mail：kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp）

10 事業者選定までのスケジュール

- (1) 企画提案書質問回答 : 令和4年1月20日（木）17時
- (2) 企画提案書提出期限 : 令和4年1月26日（水）17時
- (3) 企画審査（プレゼンテーション）：令和4年2月3日（木）午後予定
※プレゼンテーションの時間は、対象者に対して追って連絡する。
- (4) 結果通知 : 令和4年2月4日（金）予定
- (5) 令和3年度委託契約締結 : 令和4年2月中旬（予定）
- (6) 令和4年度委託契約締結 : 令和4年4月1日以降（予定）

11 委託契約の締結

- (1) 選定委員会が第1位に選定した者（以下「委託先候補者」という。）と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 委託先候補者が辞退した場合、又は実行委員会事務局との協議が整わなかった場合は、次順位の提案者を委託先候補者とする。
- (3) コンソーシアムの場合は、代表する事業者と契約を締結する。
- (4) コンソーシアムの場合は、各構成員の役割と責任を定めた協定を構成員間で締結し、その協定書を実行委員会事務局との契約書に添付しなければならない。
- (5) 契約締結の際は、原則として、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (6) 「沖縄県随意契約ガイドライン」の規定に基づき、「契約の相手方」「契約金額」等を公表する。
- (7) 採択された事業計画書・企画提案は、実行委員会事務局との協議により修正・変更を行う場合がある。

12 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は原則として、全て委託者に無償譲渡するものとする。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての交渉・手続きは、受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額に含むこと。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は、原則として返却しない。
- (3) 採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することもある。
- (4) 検討すべき事項が生じた場合は、「美ら島おきなわ文化祭 2022」沖縄県実行委員会事務局と委託業者で別途協議する。
- (5) 提出された提案書、審査内容、審査経過について公表しない。
- (6) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。

【問い合わせ・書類提出先】

美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局
(沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室)
担当：安谷屋
連絡先：098-917-1108 (E-mail：kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp)